

## 大和市入札及び契約手続に係る苦情処理手続要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、大和市が発注する契約について、入札及び契約に関する透明性及び公正な競争を確保するため、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する手続きについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この要領による苦情処理の対象となる契約は、契約主管課において行う入札手続及び契約手続（以下「入札手続等」という。）のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条件付一般競争入札により実施する工事、製造の請負、物品調達、委託業務及び賃貸借
- (2) 指名競争入札により実施する工事、製造の請負、物品調達、委託業務及び賃貸借
- (3) 随意契約により実施する工事、製造の請負、物品調達、委託業務及び賃貸借

### (苦情の申立窓口)

第3条 この要領による苦情の申立窓口は、契約主管課とする。

### (入札等手続の執行)

第4条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として入札手続等の執行を妨げない。

### (苦情の申立ての範囲)

第5条 苦情の申立てができる者及び申立てができる苦情内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条件付一般競争入札において、当該入札の競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格がないと認められた者 競争参加資格がないと認められた理由
- (2) 指名競争入札において、当該入札と同一の業種区分に登録がある有資格者のうち、当該入札に参加できる者として指名されなかった者 指名されなかった理由
- (3) 随意契約において、当該契約と同一の業種区分に登録がある有資格者のうち、当該契約の相手方として選定されなかった者 選定されなかった理由

### (苦情申立ての方法)

第6条 苦情申立は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に苦情申立書（第1号様式）により、市長に対して行うものとする。

- (1) 第5条第1号に規定する苦情内容 競争参加資格がないと通知した日の翌日から起算して7日（大和市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）
- (2) 第5条第2号に規定する苦情内容 指名業者の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）
- (3) 第5条第3号に規定する苦情内容 契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）

2 苦情申立書には、申立者の氏名又は名称（法人にあっては商号及び代表者名）、住所又は所在、申立ての対象となる契約、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載しなければならない。

（苦情申立てへの回答）

第7条 市長は、苦情申立を受けた場合は、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に回答書（第2号様式）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理が困難な場合その他合理的かつ明確な理由があるときは、回答期限延長通知書（第3号様式）により通知し、回答期限を延長できるものとする。

（苦情申立ての却下）

第8条 市長は、苦情申立が第5条並びに第6条第1項及び第2項に規定する申立てに必要な条件を欠くと認めるときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内にその申立てを却下し、苦情申立却下通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（苦情処理結果の公表）

第9条 市長は、申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した苦情申立書及び市長が通知した回答書を閲覧による方法で速やかに公表するものとする。

（再苦情申立て）

第10条 苦情申立ての回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、市長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情の申立ては、市長から回答書を受け取った日から起算して10日（休日を除く。）

以内に、再苦情申立書（第5号様式）により行うものとする。

- 3 再苦情申立書には、申立者の氏名又は名称（法人にあっては商号及び代表者名）、住所又は所在、再苦情申立ての対象となる契約、再苦情申立ての内容（不服のある事項）及び再苦情申立ての内容の根拠となる事項（不服の根拠となる事項）について記載しなければならない。
- 4 市長は、再苦情の申立てがあった場合は、当該申立について大和市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。

（再苦情申立てへの回答）

- 第11条 市長は、委員会からの答申を踏まえた上で、当該答申を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に再苦情申立てに対する回答書（第6号様式）により申立者に対しその結果を回答しなければならない。
- 2 前項の場合において、申立てを認めないときは、理由を付して回答することとし、申立てを認めるときは、市長が行う是正措置等の概要を付して回答するものとする。

（再苦情申立ての却下）

- 第12条 市長は、第10条第2項及び第3項に規定する再苦情の申立てに必要な条件を欠くと認めるときは、第11条第1項の規定にかかわらず、再苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内にその申立てを却下し、再苦情申立却下通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（再苦情処理結果の公表）

- 第13条 市長は、申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答書を閲覧による方法で速やかに公表するものとする。

（委任）

- 第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

大和市長 あて

申立者  
住所  
商号（名称）  
職・氏名

苦 情 申 立 書

下記のとおり、苦情の申立てをします。

苦情申立ての対象となる契約	
不服のある事項	
不服の根拠となる事項	

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

住所

商号（名称）

職・氏名

殿

大和市長

印

回 答 書

年 月 日付けの苦情申立てについて、下記のとおり回答します。

苦情申立ての対象となる契約	
苦情申立てに対する回答及びその理由	

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

住所

商号（名称）

職・氏名

殿

大和市長

印

回 答 期 限 延 長 通 知 書

年 月 日付けの苦情申立てに対する回答期限を、下記のとおり延長します。

延長前の回答期限	年 月 日
延長後の回答期限	年 月 日
延長日数	日間
回答期限を延長する理由	

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

住所

商号（名称）

職・氏名

殿

大和市長

印

苦情申立却下通知書

年 月 日付けの苦情申立てについて、これを却下します。

苦情申立ての対象となる契約	
苦情申立てを却下する理由	

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

大和市長 あて

申立者  
住所  
商号（名称）  
職・氏名

再 苦 情 申 立 書

下記のとおり、苦情の申立てをします。

再苦情申立ての対象となる契約	
再苦情申立ての内容 (不服のある事項)	
再苦情申立ての内容の根拠となる事項 (不服の根拠となる事項)	



第6号様式（第11条関係）

年 月 日

住所

商号（名称）

職・氏名

殿

大和市長

印

再苦情申立てに対する回答書

年 月 日付けの再苦情申立てについて、下記のとおり回答します。

再苦情申立ての対象となる契約	
再苦情申立てに対する回答及びその理由	
市が講じようとする措置の概要 (申立てを認めたとき)	

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

住所

商号（名称）

職・氏名

殿

大和市長

印

再苦情申立却下通知書

年 月 日付けの再苦情申立てについて、これを却下します。

再苦情申立ての対象となる契約	
再苦情申立てを却下する理由	

入札及び契約手続に係る苦情処理手続きフロー

